



NISSAY  
ASSET MANAGEMENT

# ニッセイ豪州ハイ・インカム株式ファンド (毎月決算型)

愛称：ラッキー・カントリー

追加型投信／海外／資産複合

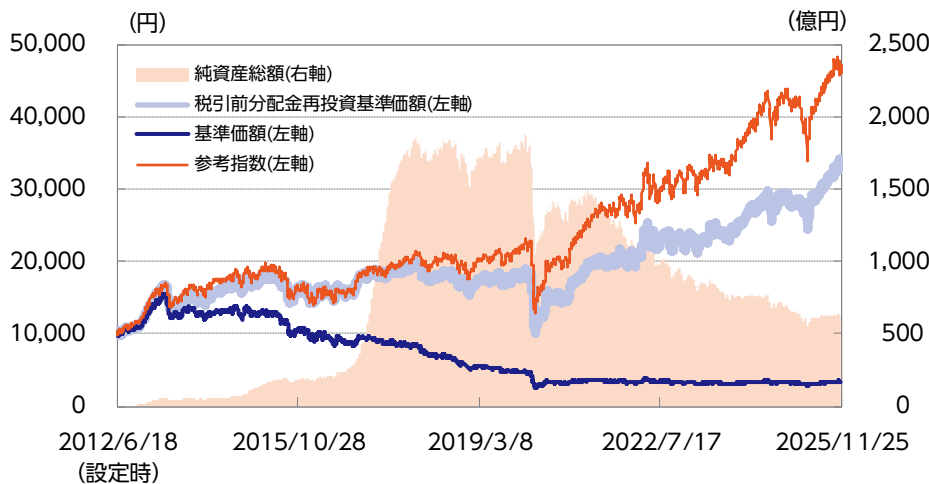
マンスリーレポート

2025年11月末現在



## 運用実績

### 基準価額・純資産の推移



### 基準価額および純資産総額

|               |        |
|---------------|--------|
| 基準価額          | 3,403円 |
| 前月末比          | 9円     |
| 純資産総額         | 621億円  |
| 主要投資対象ファンド(※) | 902億円  |
| 純資産総額(参考)     |        |

※フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド  
(適格機関投資家専用)

### 分配の推移 (1万口当たり、税引前) (※)

|         |          |         |
|---------|----------|---------|
| 第156期   | 2025年05月 | 30円     |
| 第157期   | 2025年06月 | 30円     |
| 第158期   | 2025年07月 | 30円     |
| 第159期   | 2025年08月 | 30円     |
| 第160期   | 2025年09月 | 30円     |
| 第161期   | 2025年10月 | 30円     |
| 第162期   | 2025年11月 | 30円     |
| 直近1年間累計 |          | 360円    |
| 設定来累計額  |          | 15,230円 |

※当ファンドは毎月28日決算です。28日が休業日の場合、翌営業日に支払われます。そのため、同月に2回分配が行われる場合があります。

### 基準価額の騰落率 (税引前分配金再投資)

|      | 1ヵ月   | 3ヵ月  | 6ヵ月   | 1年    | 3年    | 設定来    |
|------|-------|------|-------|-------|-------|--------|
| ファンド | 0.3%  | 6.2% | 17.9% | 16.3% | 41.9% | 234.2% |
| 参考指数 | -1.4% | 3.4% | 15.1% | 10.1% | 46.4% | 370.1% |

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

※基準価額は実質的な信託報酬扣除後のものです。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。なお、信託報酬率は「手続・手数料等」の「ファンドの費用」をご覧ください。

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

※ファンド騰落率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しており、実際の投資家利回りとは異なります。

※基準価額の前月末比は、決算日到来月に分配金支払実績がある場合、分配金込みで算出しています。

※当ファンドはベンチマークを定めていませんが、S & P / A S X 200指数(配当込み、円換算ベース)を参考指数として掲載しております。S & P / A S X 200指数は設定日前日の終値を起点として指数化しています。円換算は、対顧客電信売買相場仲値を使用しています。なお、S & P / A S X 200指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はS & P Dow Jones Indices LLC (以下「SPDJI」といいます。)に帰属します。SPDJIはSPDJIが公表する各指数またはそれに含まれるデータの正確性あるいは完全性を保証するものではなく、またSPDJIが公表する各指数またはそれに含まれるデータを利用した結果生じた事項に関して保証等の責任を負うものではありません。

### 組入比率

|                                          |       |
|------------------------------------------|-------|
| フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド(適格機関投資家専用) | 99.6% |
| ニッセイマネーマーケットマザーファンド                      | 0.0%  |
| 短期金融資産等                                  | 0.4%  |

※対純資産総額比

### 基準価額の変動要因

|            | 1ヵ月  | 設定来      |
|------------|------|----------|
| 株式要因       |      |          |
| 価格要因       | -38円 | 5,030円   |
| 配当要因       | 9円   | 4,977円   |
| 為替要因       | 44円  | 650円     |
| その他(信託報酬等) | -5円  | -2,023円  |
| 小計         | 9円   | 8,633円   |
| 分配金        | -30円 | -15,230円 |
| 合計         | -21円 | -6,597円  |

※要因分析は概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。

※各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、各項目の合算は必ずしも合計とは一致しません。

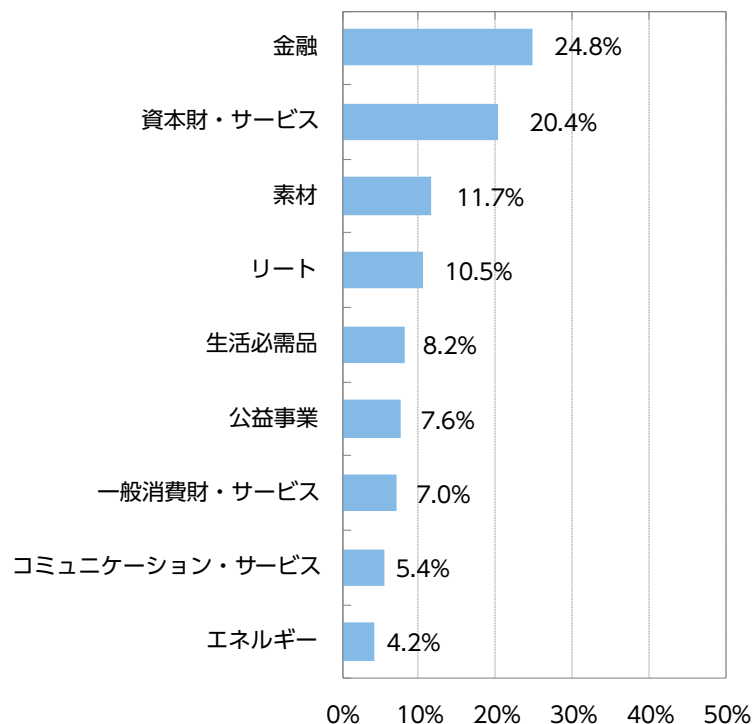
※株式要因、為替要因は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料に基づき、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

## 投資対象ファンドの状況

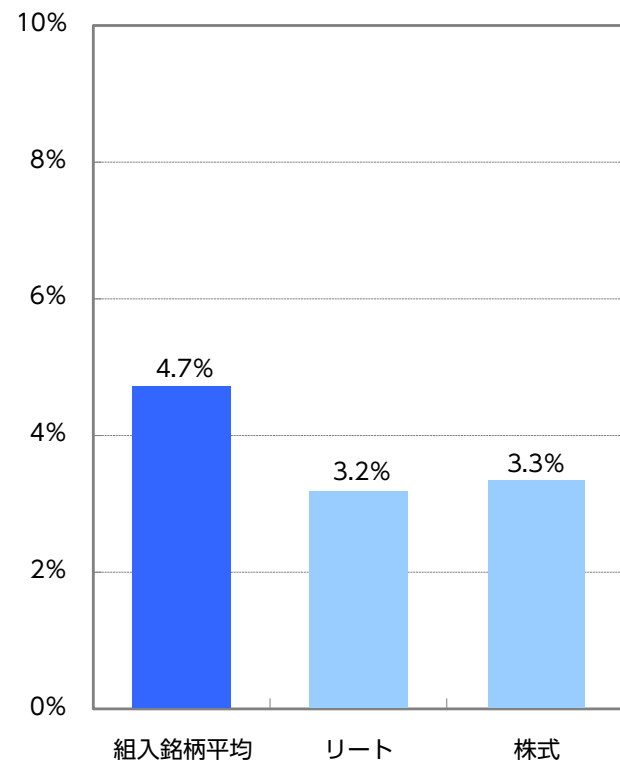
※投資対象ファンドの状況は、当ファンドが主に投資対象とする「フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」のマザーファンドの状況を表示しています。

※「業種別組入比率」、「＜ご参考＞オーストラリアの主な投資資産の利回り（組入銘柄平均）」および「組入上位10銘柄」は、フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の資料（現地月末前日基準）に基づきニッセイアセットマネジメントが作成しています。

### 業種別組入比率



### ＜ご参考＞オーストラリアの主な投資資産の利回り



※組入銘柄平均：主要投資対象ファンド組入銘柄の予想配当利回り（加重平均）です。

※リート：S & P / A S X 200 A - R E I T 指数（予想配当利回り）、株式：S & P / A S X 200 指数（予想配当利回り）については、ブルームバーグのデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

### ＜ご参考＞為替（オーストラリアドル・円レート）の推移（直近3年間）



※対顧客電信売相場仲値のデータをもとに、ニッセイアセットマネジメントが作成しています。

組入上位10銘柄

(銘柄数：46、組入銘柄の予想配当利回り（加重平均）：4.7%)

|    | 銘柄                  | 業種             |      | 銘柄解説                                                             |
|----|---------------------|----------------|------|------------------------------------------------------------------|
|    |                     | 配当利回り          | 比率   |                                                                  |
| 1  | B H P               | 素材             |      | 世界最大級の総合資源会社。鉄や銅などの鉱石採掘の他、石炭、石油事業も手掛ける。                          |
|    |                     | 4.1%           | 5.3% |                                                                  |
| 2  | A N Zグループ・ホールディングス  | 金融             |      | オーストラリアの4大銀行の一角。主にオーストラリアとニュージーランドで銀行業務を展開。                      |
|    |                     | 4.7%           | 5.1% |                                                                  |
| 3  | メディバンク・プライベート       | 金融             |      | 民間保険会社。オーストラリア全土で医療保険サービスを提供。生命保険や、旅行者向け保険、ペット保険なども手掛ける。         |
|    |                     | 4.1%           | 5.0% |                                                                  |
| 4  | センター・グループ           | リート            |      | オーストラリア、ニュージーランド国内で、ウエストフィールド・ブランドのショッピングセンターを運営。                |
|    |                     | 4.6%           | 4.9% |                                                                  |
| 5  | A P Aグループ           | 公益事業           |      | 天然ガス事業会社。オーストラリアの本土すべての州および準州に広がるガスパイプラインで、天然ガス輸送に従事。            |
|    |                     | 6.3%           | 4.9% |                                                                  |
| 6  | オーリゾン・ホールディングス      | 資本財・サービス       |      | 鉄道貨物会社。クイーンズランド州における大規模な石炭輸送向け鉄道ネットワークや西オーストラリア州における鉄鉱石輸送等を手掛ける。 |
|    |                     | 5.8%           | 4.7% |                                                                  |
| 7  | テルストラ・グループ          | コミュニケーション・サービス |      | 固定電話、携帯電話、インターネットサービスを提供するオーストラリア最大の通信会社。                        |
|    |                     | 4.2%           | 4.3% |                                                                  |
| 8  | トランスアーバン・グループ       | 資本財・サービス       |      | オーストラリアの大手有料道路運営会社。有料道路の開発、運営などを手掛ける。北米でも事業を展開。                  |
|    |                     | 4.7%           | 4.2% |                                                                  |
| 9  | Q B E インシュアランス・グループ | 金融             |      | オーストラリアの大手保険会社。オーストラリア周辺の太平洋地域、北米、欧州などで損害保険や再保険を提供。              |
|    |                     | 5.2%           | 3.4% |                                                                  |
| 10 | アトラス・アルテリア          | 資本財・サービス       |      | 有料道路を所有し、運営・開発に従事する。フランス、ドイツ、米国で事業を展開。                           |
|    |                     | 8.0%           | 3.1% |                                                                  |

※比率はすべて対組入株式等評価額比です。

※配当利回りは、本レポートの作成基準日における投資顧問会社（フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド）の調査による予想配当利回りです。したがって、今後変動する場合があります。

※「当月の市況動向」、「ファンドの状況」および「今後の見通し」については、フランクリン・템플トン・ジャパン株式会社の資料（現地月末日基準）に基づき、ニッセイアセットマネジメントが合理的と判断した上で作成しています。

## 当月の市況動向

当月のオーストラリア株式市場は下落しました。上旬は、オーストラリア準備銀行（RBA：中央銀行）が理事会で市場予想通り政策金利を据え置いたものの、インフレ率の上昇などを背景に追加の金融緩和に慎重な姿勢を示したことから、株式市場は下落しました。中旬は、10月のオーストラリア雇用統計において雇用者数が市場予想を上回り、失業率も9月の約4年ぶりとなる高水準から低下したため、RBAの金融緩和サイクルが終わりを迎えた可能性があるとの見方が強まったことから、株式市場は一段と下落しました。下旬は、軟調な9月の米失業率を背景に米連邦準備制度理事会（FRB）の追加利下げ観測が強まったため、米国株式市場が上昇に転じると、オーストラリアの株式市場も追随する動きとなりました。

当月のREIT（リート）市場についても下落しました。

当月のオーストラリアドル・円相場は、オーストラリアドル高・円安となりました。

上旬は、米大手金融2社の最高経営責任者（CEO）が共に株式市場が調整する可能性に言及したことから、米株式市場が下落し投資家のリスク許容度が低下すると、オーストラリアドル安・円高が優勢となりました。中旬は、高市政権が日銀に利上げ先送りを促す可能性があるとの見方が浮上すると、円が主要通貨に対して大幅に下落する中、オーストラリアドルに対しても円安が進行しました。また、堅調な10月のオーストラリア雇用統計を受けてRBAの追加利下げ観測が後退したことも、オーストラリアドル高・円安の要因となりました。下旬は、10月のオーストラリア消費者物価指数（CPI）の上昇率加速を背景としたRBAによる金融緩和サイクルの終了観測を受けて、オーストラリアドル・円相場は一段と上昇しました。

## ファンドの状況

当ファンドは、オーストラリア株式市場の高配当株式に投資するファンドです。相対的に予想配当利回りが高い銘柄に選別投資し、ポートフォリオを構築します。

当ファンドの基準価額は、保有銘柄の価格は下落したものの、オーストラリアドル高・円安となったことなどから、分配金（30円[税引前]）を含めて、前月末比+9円となりました。

当月末現在のファンド保有銘柄は、金融（11銘柄）、資本財・サービス（9銘柄）、一般消費財・サービス（6銘柄）、素材（5銘柄）、生活必需品（5銘柄）、リート（4銘柄）、公益事業（2銘柄）、コミュニケーション・サービス（2銘柄）、エネルギー（2銘柄）の計46銘柄となっています。

今後の見通し

オーストラリアの経済成長は、高所得や堅調な人口増加などに引き続き支えられています。また、RBAによる利下げは、金融緩和や住宅ローン金利低下の恩恵を受ける実物資産（不動産のように形があり、それ自体に価値がある資産）と高配当株にとって追い風になるとみています。通貨に関しては、比較的小さい財政赤字、控えめな政府債務（対国内総生産（GDP）比）、そして比較的堅調な労働市場による経済活動の活性化などを背景に、オーストラリアドルは相対的に堅調さを維持すると考えています。

運用体制

原則作成基準日時点で入手しうる情報に基づきます。

|              |         |
|--------------|---------|
| 2025年9月30日時点 |         |
| 運用責任者        | 笹岡 洋委智※ |
| 経験年数         | 30年     |
| 運用担当部        | 外部運用部   |

※当ファンドの実質的な運用は、フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います。



## ファンドの特色

- ①オーストラリア株式等に実質的に投資することにより、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ②オーストラリア株式等の実質的な運用はフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います。
- ③原則として、毎月28日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

## 基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

## 主な変動要因

| 株式投資リスク           |                       | 株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。                                                             |
|-------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 不動産投資信託（リート）投資リスク | 保有不動産に関するリスク          | リーツの価格は、リートが保有する不動産の価値および賃貸料収入の増減等、また不動産市況や景気動向等の影響を受け変動します。リートが保有する不動産の賃貸料や稼働率の低下、また自然災害等によって保有する不動産に損害等が生じた場合、リーツの価格が下落することがあります。 |
|                   | 金利変動リスク               | リートは、金利が上昇する場合、他の債券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また、金融機関等から借入れを行うリートは、金利上昇時には金利負担の増加により収益性が悪化し、リーツの価格が下落することがあります。                 |
|                   | 信用リスク                 | リートは一般の法人と同様に倒産のリスクがあり、リーツの経営や財務状況が悪化した場合、リーツの価格が下落することがあります。                                                                       |
|                   | リートおよび不動産等の法制度に関するリスク | リートおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）の変更により不動産の価値および収益性が低下する場合、リーツの価格が下落することおよび分配金が減少することがあります。                                               |
| 為替変動リスク           |                       | 原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。                                                         |
| 流動性リスク            |                       | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。                                                                       |

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

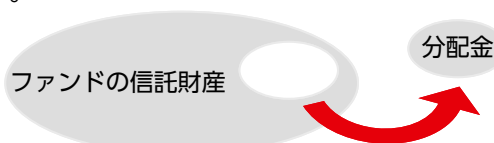
## その他の留意点

- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
- これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受け付けを中止する、また既に受け付けた換金の申込みの受け付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## 分配金に関する留意事項

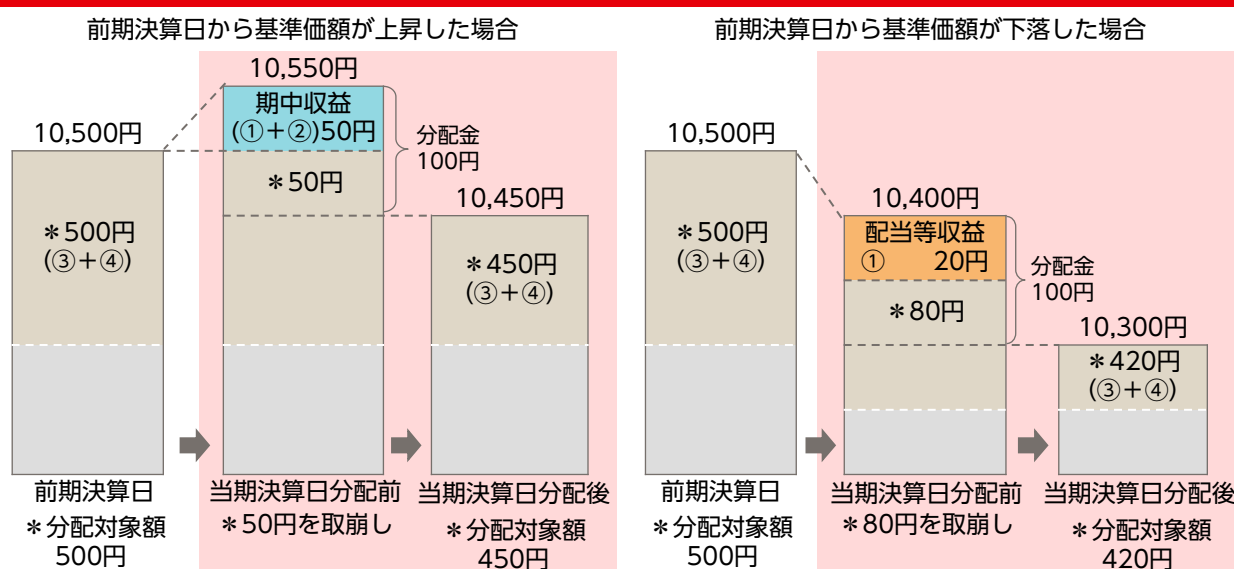
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

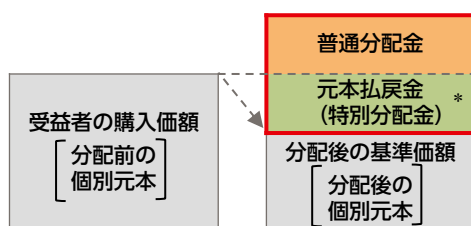
分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

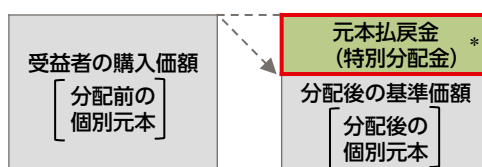
！上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



\* 実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金 (特別分配金) が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金 (特別分配金) 部分は **非課税扱い** となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## 手続・手数料等

※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

### お申込みメモ

|        |        |                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時    | 購入単位   | 各販売会社が定める単位とします。                                                                                                                                                                                                                               |
|        | 購入価額   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                         |
| 換金時    | 換金価額   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。                                                                                                                                                                                                                         |
|        | 換金代金   | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                             |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。                                                                                                                                                |
|        | 申込不可日  | 申込日または申込日の翌営業日がオーストラリア証券取引所（半休日を含みます）、シドニーの銀行、メルボルンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。<br>海外休日カレンダー： <a href="https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg11">https://www.nam.co.jp/fundinfo/calendar/holiday.html#hdg11</a> |
| 決算・分配  | 決算日    | 毎月28日（該当日が休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                                                                                         |
|        | 収益分配   | 年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。                                                                                                                                                                                                                |
| その他    | 信託期間   | 2027年5月28日まで（設定日：2012年6月18日）                                                                                                                                                                                                                   |
|        | 繰上償還   | ・投資対象とする「フランクリン・テンプレート・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。<br>・受益権の口数が10億口を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。                                                                               |
|        | 課税関係   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。                                                                                                                    |

**!** ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。



ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |                     |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                    |                   |
|---------------------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------|
| 購入時                 | 購入時手数料              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.3%（税抜3.0%）を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。<br>※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。                                                                                                                          |                                                    |                   |
| 換金時                 | 信託財産留保額             | ありません。                                                                                                                                                                                                                              |                                                    |                   |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |                     |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                    |                   |
| 毎 日                 | 運用管理費用<br>(信 託 報 酬) | ファンドの純資産総額に年率1.21%（税抜1.1%）をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                                  |                                                    |                   |
|                     |                     | 投資対象とする<br>指定投資信託証券                                                                                                                                                                                                                 | フランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド<br>(適格機関投資家専用)       | 年率0.616%（税抜0.56%） |
|                     |                     |                                                                                                                                                                                                                                     | ニッセイマネーマーケットマザーファンド                                | ありません。            |
|                     |                     | 実質的な負担                                                                                                                                                                                                                              | ファンドの純資産総額に <b>年率1.826%（税抜1.66%）程度</b> をかけた額となります。 |                   |
|                     | 監 査 費 用             | ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。                                                                                                                                                                             |                                                    |                   |
| 随 時                 | その他の費用・手数料          | 組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。また、ファンドの投資対象とするフランクリン・テンプルトン・オーストラリア高配当株ファンド（適格機関投資家専用）において、実質的に投資する投資信託証券には運用報酬等の費用がかかりますが、銘柄等が固定されていないため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 |                                                    |                   |

- ⚠ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。
- ⚠ 詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

税金

分配時の普通分配金、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が投資信託説明書（交付目論見書）の記載と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

|                                                                                         |                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社【ファンドの運用の指図を行います】                                                                   | ファンドに関するお問合せ先                                                          |
| ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第369号<br>加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 | ニッセイアセットマネジメント株式会社<br>コールセンター 0120-762-506<br>9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く） |
| 受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】                                                              | ホームページ <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a>     |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                                                           |                                                                        |

ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ⑧当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- ⑨当資料の内容は原則作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。  
詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

| 取扱販売会社名                           | 金融商品取引業者 | 登録金融機関           | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本金融先物取引業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 取扱販売会社名                                  | 金融商品取引業者 | 登録金融機関         | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本金融先物取引業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
|-----------------------------------|----------|------------------|------|---------|-------------------|-----------------|------------------------------------------|----------|----------------|------|---------|-------------------|-----------------|
| 株式会社SBI証券                         | ○        | 関東財務局長(金商)第44号   | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）        | ○        | 関東財務局長(登金)第10号 | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| 岡三証券株式会社(※2)                      | ○        | 関東財務局長(金商)第53号   | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）      | ○        | 関東財務局長(登金)第10号 | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| きらぼしライフデザイン証券株式会社                 | ○        | 関東財務局長(金商)第3198号 | ○    |         |                   |                 | 株式会社関西みらい銀行                              | ○        | 近畿財務局長(登金)第7号  | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| 大熊本証券株式会社                         | ○        | 九州財務局長(金商)第1号    | ○    |         |                   |                 | 株式会社紀陽銀行                                 | ○        | 近畿財務局長(登金)第8号  | ○    |         |                   |                 |
| 大和証券株式会社                          | ○        | 関東財務局長(金商)第108号  | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社きらぼし銀行                               | ○        | 関東財務局長(登金)第53号 | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| 東海東京証券株式会社(※3)                    | ○        | 東海財務局長(金商)第140号  | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社きらぼし銀行（委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社） | ○        | 関東財務局長(登金)第53号 | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| 内藤証券株式会社                          | ○        | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○    |         |                   | ○               | 株式会社きらやか銀行                               | ○        | 東北財務局長(登金)第15号 | ○    |         |                   |                 |
| ひろぎん証券株式会社                        | ○        | 中国財務局長(金商)第20号   | ○    |         |                   |                 | 株式会社佐賀銀行                                 | ○        | 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○    | ○       | ○                 | ○               |
| 松井証券株式会社                          | ○        | 関東財務局長(金商)第164号  | ○    |         | ○                 |                 | 株式会社三十三銀行(※1)                            | ○        | 東海財務局長(登金)第16号 | ○    |         |                   |                 |
| マネックス証券株式会社                       | ○        | 関東財務局長(金商)第165号  | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社清水銀行                                 | ○        | 東海財務局長(登金)第6号  | ○    |         |                   |                 |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社                 | ○        | 関東財務局長(金商)第61号   | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社但馬銀行(※2)                             | ○        | 近畿財務局長(登金)第14号 | ○    |         |                   |                 |
| moomoo証券株式会社                      | ○        | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○    | ○       |                   |                 | 株式会社筑邦銀行                                 | ○        | 福岡財務支局長(登金)第5号 | ○    |         |                   |                 |
| 楽天証券株式会社                          | ○        | 関東財務局長(金商)第195号  | ○    | ○       | ○                 | ○               | 株式会社千葉興業銀行                               | ○        | 関東財務局長(登金)第40号 | ○    |         |                   |                 |
| 株式会社あいち銀行                         | ○        | 東海財務局長(登金)第12号   | ○    |         | ○                 |                 |                                          |          |                |      |         |                   |                 |
| 株式会社あおぞら銀行                        | ○        | 関東財務局長(登金)第8号    | ○    |         | ○                 |                 |                                          |          |                |      |         |                   |                 |
| 株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社） | ○        | 関東財務局長(登金)第633号  | ○    |         |                   |                 |                                          |          |                |      |         |                   |                 |

| 取 扱 販 売 会 社 名 | 金<br>融<br>商<br>品<br>取<br>引<br>業<br>者 | 登<br>録<br>金<br>融<br>機<br>関 | 登 録 番 号         | 日<br>本<br>証<br>券<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>日<br>本<br>投<br>資<br>顧<br>問<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>金<br>融<br>先<br>物<br>取<br>引<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>第<br>二<br>種<br>金<br>融<br>商<br>品<br>取<br>引<br>業<br>協<br>会 | 取 扱 販 売 会 社 名                                      | 金<br>融<br>商<br>品<br>取<br>引<br>業<br>者 | 登<br>録<br>金<br>融<br>機<br>関 | 登 録 番 号         | 日<br>本<br>証<br>券<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>日<br>本<br>投<br>資<br>顧<br>問<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>金<br>融<br>先<br>物<br>取<br>引<br>業<br>協<br>会 | 一<br>般<br>社<br>団<br>法<br>人<br>第<br>二<br>種<br>金<br>融<br>商<br>品<br>取<br>引<br>業<br>協<br>会 |
|---------------|--------------------------------------|----------------------------|-----------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------|-----------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
|               |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |                                                    |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社中国銀行      |                                      | ○                          | 中国財務局長(登金)第2号   | ○                               |                                                                         | ○                                                                       |                                                                                        | 株式会社山形銀行                                           |                                      | ○                          | 東北財務局長(登金)第12号  | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社トマト銀行     |                                      | ○                          | 中国財務局長(登金)第11号  | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        | 株式会社山梨中央銀行                                         |                                      | ○                          | 関東財務局長(登金)第41号  | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社富山第一銀行    |                                      | ○                          | 北陸財務局長(登金)第7号   | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        | 株式会社ＵＩ銀行（委託金融商品<br>取引業者 きらぼしライフデザイ<br>ン証券株式会社）(※2) | ○                                    |                            | 関東財務局長(登金)第673号 | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社長崎銀行      |                                      | ○                          | 福岡財務支局長(登金)第11号 | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |                                                    |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社南都銀行      |                                      | ○                          | 近畿財務局長(登金)第15号  | ○                               |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |                                                    |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| 株式会社百十四銀行(※1) |                                      | ○                          | 四国財務局長(登金)第5号   | ○                               |                                                                         | ○                                                                       |                                                                                        |                                                    |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |
| PayPay銀行株式会社  |                                      | ○                          | 関東財務局長(登金)第624号 | ○                               |                                                                         | ○                                                                       |                                                                                        | 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社                                      |                                      | ○                          | 関東財務局長(登金)第33号  | ○                               | ○                                                                       | ○                                                                       |                                                                                        |
| 株式会社みなと銀行     |                                      | ○                          | 近畿財務局長(登金)第22号  | ○                               |                                                                         | ○                                                                       |                                                                                        |                                                    |                                      |                            |                 |                                 |                                                                         |                                                                         |                                                                                        |

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

(※2)インターネットのみのお取扱いとなります。

(※3)一般社団法人日本STO協会にも加入しております。